

これから赤ちゃんを迎えるあなたへ

届出・健診

相談・教室

手当・助成等

サポート

妊娠中

国民健康保険料の産前産後期間の免除申請 ▶ P25

国民年金保険料の産前産後期間の免除申請 ▶ P25

母子健康手帳 ▶ P20

妊婦健康診査
(妊婦健診) ▶ P20

妊婦歯科健康診査 ▶ P20

妊婦の予防接種 ▶ P22

誕生

出生届 ▶ P26

産婦健康診査 ▶ P28

新生児聴覚検査 ▶ P20

先天性代謝異常等検査(生後5～7日目)

乳幼児健康診査 ▶ P34

成長が
楽しみ



マタニティスクール・
マタニティ交流会 ▶ P24

はじめての育児交流会 ▶ P28

妊産婦・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問 ▶ P26

離乳食講習会
▶ P40

家庭児童相談 ▶ P69

児童虐待の相談 ▶ P72

乳幼児教室・相談 ▶ P40

出産育児一時金 ▶ P25

育児休業・育児休業給付金

児童手当 ▶ P27

未熟児養育医療費助成 ▶ P26

子ども医療費助成 ▶ P27

こどもの予防接種 ▶ P36

チェックしよう!



こども誰でも通園

保育園 ▶ P53 認定こども園 ▶ P52

一時預かり事業 ▶ P50

病後児保育 ▶ P51

はびきのファミリー・サポート・センター ▶ P51

子育て短期支援事業 ▶ P50

地域子育て支援拠点事業 ▶ P10

こども家庭センター ▶ P69

子育て世帯訪問支援事業 ▶ P50

〈以下は広告スペースです〉

ない科

ひふ科

ますい科



たてやまクリニック

院長・麻酔科担当医師：立山博一

(P16台有)

※水・土午後、日曜・祝日は休診

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:15	○	○	○	○	○	○	×
16:30~19:15	○	○	×	○	○	×	×

TEL/FAX
072-955-3005
羽曳野市樫山265番地

1歳	3歳	5歳	小学生	中学生	高校生
分からないことがあったら相談してね					
すこやか教育相談 ▶ P70					
児童扶養手当 ▶ P48 ひとり親家庭医療費助成 ▶ P48					
制度 ▶ P4・5 幼稚園 ▶ P52					
※精一杯サポートします!					

〈以下は広告スペースです〉

ママとこどものはいしゃさん
まつだ歯科クリニック

〒583-0866 大阪府羽曳野市埴生野560番1
0120-085-118

ホームページ

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 (9:00~12:00)	○	○	○	—	○	○	—
午後 (15:00~19:00)	○	○	○	—	○	△	—

※△…土曜日の午後15:00~17:00
【休診日】木曜日、日曜日、祝日



職場生活で知っておきたいコト

妊娠中

業務時間のコト

- ★ 時間外、休日労働、深夜業の制限・変形労働時間制の適用制限

カラダ・業務内容のコト

- ★ 軽易業務転換
- ★ 危険有害業務の就業制限
重量物の取扱い業務、有害物質が発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有害であることから、妊娠中・年齢等によらず全ての女性を就業させることは禁止されています。

産前休業

予定日6週間前

(双子以上の場合は14週間前)

請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。

産後休業

出産の翌日から8週間

就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。

CHECK



産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています

CHECK



母性健康管理指導事項連絡カード

医師等の指導をもとに、妊婦健診を受けるための時間を確保したり、ラッシュを避けるために通勤の時間をずらしてもらう等、母性健康管理のために必要な措置を記載したカード

妊娠中または出産後の働く女性

健康診査等を受診後、事業主に母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

医師

母健連絡カードに必要な事項を記載する

事業主

母健連絡カードの記載内容に応じた措置を講じる



母健連絡カードは
こちらから
ダウンロード

復職時に知っておきたいコト

復職

こどもの1歳の誕生日前まで

業務・育児時間のコト

★ 育児時間

生後1年に達しないこどもを育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

★ 時間外労働、休日労働、深夜業の制限・変形労働時間制の適用制限・危険有害業務の就業制限

出産後1年以内の女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

カラダのコト

★ 母性健康管理措置

出産後1年以内の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます(下記の「母性健康管理指導事項連絡カード」に準じてください)。



妊娠～産後、夫婦の働き方をサポートしてくれる制度をご紹介します。

働き続けるうえで知っておきたいコト

こどもの**3歳**の誕生日前まで

業務時間のコト

★短時間勤務制度

事業主は、3歳未満のこどもを養育する従業員について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。

▶所定外労働の制限

3歳未満のこどもを養育する従業員から請求があった場合、所定外労働をさせてはならない。

▶時間外労働、深夜業の制限

1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない、深夜労働(午後10時から午前5時まで)させてはならない。

こどもの**小学校3年生修了**まで

こどもの病気やけがのとき

★子の看護等休暇

会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき5日(子が2人以上なら10日)まで、時間単位で病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断等、感染症に伴う学級閉鎖や入園(入学)式、卒園式のために取得できます(有給が無給かは会社の規定によります)。

働き続けるために

もっと詳しく知りたい方はこちら

産前産後の働き方

サポートする制度に関する問い合わせ

大阪労働局雇用環境・均等部

☎06-6941-8940

大阪市中央区大手前4-1-67

大阪合同庁舎第2号館8階



別途、勤め先の会社の規定もご確認ください。また、会社に規定がなくても、パートなどの方も会社へ申し出ることができます。

育児休業制度

1歳に満たないこどもを養育する従業員(男女問わず)が取得できます。

契約期間の定めのある労働者(期間雇用者)であっても、下記の①②のいずれにも該当する場合、取得できます。

- ①こどもが1歳6か月(2歳まで取得する場合は2歳)に達する日までの間に雇用契約更新の終了が明らかでない場合
- ②産後パパ育児休を取得する場合
子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

育児休業期間の延長

保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、こどもが1歳6か月(2歳)に達する日までの間、育児休業を延長することができます(最長でこどもが2歳に達する日までの間)。

- ▶会社の規定を確認し、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう(規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます)。

手続き

※産後パパ育児休を取得する場合

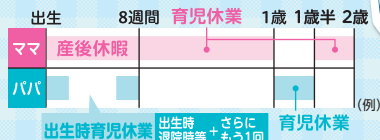
休業開始予定日の2週間前まで(労使協定を締結している場合は2週間超から1か月以内で労使協定で定める期限)

- ▶育児休業期間を延長する場合、休業開始予定日の2週間前までに申し出てください。

育児休業の取得パターン

★産後パパ育児

こどもの出生後8週間のうち、最大4週間まで、2回に分割して休業することができます。育児休業とは別に取得できる制度です。



パパも育児!



★パパママ育児プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、こどもが1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます(ただし、出産した母の場合は出産日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間)。

